

## 令和5年度山形県高齢者施設等物価高騰対策支援金の申請について

### 1 対象事業者

令和5年9月1日現在において、対象施設等を県内で運営し、支援金の受領後も事業を継続する者

※ 県が実施する「令和5年度山形県障がい者施設等物価高騰対策支援金」の受給（予定）事業者は給付対象外

### 2 対象施設等及び給付額 別紙のとおり

### 3 給付対象外

- ・廃止又は休止予定の施設・事業所
- ・休止中の施設・事業所
- ・公立の施設・事業所（委託によるものを含む。）
- ・介護予防支援事業所
- ・医療みなし事業所（保険医療機関が行う訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導）
- ・空床利用型の短期入所サービス
- ・有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅と同一建物に併設している区分2及び区分3の事業所

### 4 申請手続

#### (1) 申請受付期間

令和5年10月16日（月）～令和5年12月15日（金）

#### (2) 申請方法

法人単位で申請書を作成し、事務局へ申請書類一式を電子メールで提出

【事務局】 令和5年度山形県高齢者施設等物価高騰対策支援金 事務局

提出メールアドレス：[yamagata@kaigo-center.or.jp](mailto:yamagata@kaigo-center.or.jp)

申請メールの件名 「令和5年度支援金申請書（申請者名）」

お問合せ電話番号：023-666-5760

※申請メールの到達確認後、事務局から受信確認メールを返信します。自動返信ではないため、受信確認メールの送信まで1週間ほどかかる場合があります。提出から1週間を過ぎても受信確認メールが届かない場合には、必ず事務局へお問合せください。

### (3) 申請書類

- ① 支援金交付申請書（様式第1号）
- ② 様式第1号別紙
- ③ 誓約書（様式第2号）
- ④ 支援金の振込先金融機関の通帳の写し（表紙及び見開きページ）※法人名義

各様式は、次のページからダウンロードできます。

<https://www.pref.yamagata.jp/090002/korei/r5bukkakoutou.html>

### (4) 受領報告

申請があったものから審査し、給付決定通知を送付するとともに、指定口座に振り込みます。決定通知が到達し、振込が確認できましたら、受領報告書（様式第3号）に必要事項を記載のうえ、件名「「受付 No〇〇〇」受領報告書（申請者名）」として、電子メールにて事務局へ提出してください。

## 5 留意事項

事務局から、別添「注意事項」が示されていますので、必ずご確認のうえ、提出書類等に不備がないようにしてください。

## 1 交付対象者

支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、令和5年9月1日現在において、対象施設等を県内で運営し、支援金の受領後も事業を継続する者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- この支援金の交付対象施設等と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する施設又はサービスを行う事業所を一体的に運営し、「令和5年度山形県障がい者施設等物価高騰対策支援金」の交付を受け、又は受けようとする者

## 2 給付単価

区分	対象施設等	一の対象施設等当たりの支援金の額
区分1	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 認知症対応型共同生活介護事業所 養護老人ホーム 軽費老人ホーム	令和5年9月1日現在の定員（併設する短期入所生活介護事業所又は短期入所療養介護事業所の定員を含む。以下同じ。）に5,000円を乗じて得た額（ただし、定員の合計が29人以下であるものは、一律150,000円）
区分2	有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 通所介護事業所 地域密着型通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所 認知症対応型通所介護事業所（共用型を除く。） 短期入所生活介護事業所（単独型に限る。） 短期入所療養介護事業所（単独型に限る。） 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所	一律100,000円
区分3	訪問介護事業所 訪問入浴介護事業所 訪問看護事業所 訪問リハビリテーション事業所 夜間対応型訪問介護事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 居宅介護支援事業所 福祉用具貸与事業所 特定福祉用具販売事業所（福祉用具貸与事業所と一体的に運営されているものを除く。）	一律50,000円

### 備考

- 同一建物内にユニット型及びユニット型以外の介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設が併設されている場合は、各々の定員を合算した上で1施設とみなす。
- 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅と同一建物に併設している区分2及び区分3の事業所は、対象外とする。
- 医療みなし指定事業所（健康保険法（大正11年法律第70号）の指定保険医療機関が介護保険法第71条の指定を受けたとみなされた訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所及び通所リハビリテーション事業所）は、対象外とする。